

令和3年4月17日

## 領事メール

【件名】 【大使館からのお知らせ】 オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策  
(第93号)

### 【ポイント】

○オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、4月17日から、午後6時から午前5時までの間、ドファール県での商業活動の閉鎖と夜間の個人および車両の移動の禁止を追って通知があるまで延長する旨発表しました。

### 【本文】

1 4月16日、オマーン政府の新型コロナウイルス対策高等委員会は、4月17日から、午後6時から午前5時までの間、ドファール県での商業活動の閉鎖と夜間の個人および車両の移動の禁止を追って通知があるまで延長する旨決定、発表しました。同委員会は、今後の疫学的状況次第では、感染拡大を防ぐために完全閉鎖を含む、より厳格な決定を下すこともあり得るとし、混雑した時間帯におけるモール等での買い物をやめるよう求めました。

2 4月13日～15日のオマーン保健省の発表を取りまとめると、12日に1,335件、13日に1,269件、14日に1,035件の新規感染を記録し、14日までの累積感染症例数は176,668件（死亡件数は1,821件、治癒件数は156,845件、治癒率89%）、14日の入院件数は786件（新規103件、ICU267件）です。

3 3月27日の報道によれば、オマーンの空港は、最近発表された民間航空庁（CAA）の回章に基づき、入国時の要件の詳細につき発表しました（以下リンクご参照

<https://www.omanobserver.om/all-you-need-to-know-about-omans-latest-entry-guidelines/>）。同詳細においては、一般的な入国者は、全ての措置（新型コロナウイルス保険の加入、到着72時間前のPCR検査の陰性証明書、空港でのPCR検査のオンラインによる事前予約及び支払い、”Sahala”によるホテル予約、到着時のPCR

検査、追跡ブレスレットの着用、7日間の施設隔離及び8日目のPCR検査)の実施が求められているが、60歳以上や保険省発行の許可証を持つ病人は自宅隔離が認められ、16歳未満については到着72時間前のPCR検査の陰性証明書、到着時及び8日目のPCR検査、並びに追跡ブレスレットの着用は免除されるとしています。

4 オマーン保健省は、(1)2月9日のツイッターでオマーン入国者の空港到着時、(2)同10日にはオマーン入国者以外のPCR検査陽性者及び同陽性者との濃厚接触者の所要手続きについて、フローチャートを掲載しています。以下のリンクをご参照下さい。

(1) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359037274760114179/photo/1>

(2) <https://twitter.com/OmaniMOH/status/1359364175961747459/photo/1>

5 ご自身の健康とオマーン国内での感染拡大防止のため、不要不急な外出は避けて、外出時にはマスク着用を忘れずに(公共の場でのマスク不着用に対する罰金は100オマーン・リヤル)、十分な感染予防に引き続き努めてください。

(新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館までご一報ください。)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館

ー住所: Villa No. 760、 Way No. 3011、 Jamiat Al-Duwal Al-Arabiya Street、  
Shati Al-Qurum

ー電話: (+968) 24601028

ーFAX: (+968) 24698720

ーホームページ: [https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.oman.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>